

● 「札幌市動物の愛護及び管理に関する条例」の施行について

札幌市では、平成 27 年 5 月に策定した「人と動物が共生する社会の実現」を目標に基本的な考え方や取り組みの方向性を示す「札幌市動物愛護管理基本構想（以下、基本構想という。）」に基づき、全国で初めて「動物の福祉の向上」を掲げる「札幌市動物の愛護及び管理に関する条例」を平成 28 年 3 月 30 日に公布し、10 月 1 日から施行します。

この条例では、基本構想に基づき、行政（市）、市民、動物取扱業者および動物関係団体の役割を明確にするとともに、飼い主の遵守事項などを定めています。

今後も、「人と動物が幸せに暮らせるまち・さっぽろ」を目指し、市民や関係団体等と共に動物愛護管理に関する取り組みを推進していきます。

1 条例の概要

(1) 名称

札幌市動物の愛護及び管理に関する条例

(2) 公布日・施行日

平成 28 年 3 月 30 日公布、10 月 1 日施行

(3) 目的（第 1 条）

市民の動物に対する愛護意識の高揚を図り、動物の健康および安全を保持し、動物の福祉の向上を推進するとともに、動物の取り扱いにより、人に及ぼす迷惑および動物による人の生命、身体または財産に対する侵害を防止することにより、「人と動物が共生する社会の実現」に寄与することを目的とする。

(4) 条例のポイント（詳細は別紙リーフレット）

主な内容	概要
行政（市）、市民、動物取扱業者および動物関係団体の責務を明確化	基本構想に基づき、関係者の責務を明確にし、一体となって動物愛護管理に関する取り組みを推進していく。
動物の飼い主の遵守事項を拡充・強化	動物による人等への危害の防止および動物の飼養環境の質の向上を図る。全国で初めて、飼い主は犬や猫を譲渡する場合、生後 8 週間は親子を共に飼養してから行うよう努めることとした。
特定犬の指定制度を導入	人等へ危害を加える恐れが高い犬を「特定犬」と指定し、特定犬による人等への危害の防止を図る。
飼い主のいない猫に餌を与える者の遵守事項を規定	飼い主のいない猫に繰り返し餌を与える者に対し、その責任と自覚を促す。
多頭飼養の届出制度を導入	市が多頭飼養の実態を把握し、必要に応じて飼い主に助言や指導を行うことができるよう、犬や猫合わせて 10 頭以上を飼うときには、市への届け出を義務付ける。
犬猫の引き取り手数料および収容した猫の返還手数料の徴収	既に規定されている手数料（収容した犬の返還手数料等）に加えて、受益者負担の観点から、犬猫の引き取りおよび収容した猫の返還に係る手数料を徴収する。
札幌市動物愛護管理推進協議会を設置	関係者が連携および協働して施策を推進するほか、市の動物愛護管理に関する施策について、第三者による評価、助言、提案等の場を設置する。
罰則の見直し・強化	犬の係留等違反について罰則を強化し、「20 万円以下の罰金」を科す。

2 動物愛護および管理に関するイベントの開催について

(1) イベント名

人とペットの暮らしひろば

(2) 日時

9月19日(月・祝) 10:00~17:00(雨天決行)

(3) 会場・内容

① 地上会場：札幌市北3条広場(アカプラ)

専門学校生や獣医師が描いた動物画や、6月に市内の小中学生を対象に作品を募集した「第31回児童動物画コンクール」の受賞作品などをプリントしたTシャツを展示する「人とペットの絆100枚のTシャツアート展」のほか、小中学生が獣医師の仕事を体験できる「みんなでやってみよう！獣医師体験！」や、医療機器を搭載し災害時には「動く診療所」になる動物のレスキューカー(所有：アニコムホールディングス株式会社)の展示などを行う。

② 地下会場：札幌駅前通地下歩行空間(チ・カ・ホ)「北3条交差点広場」

高橋 徹・北海道獣医師会会長と桂 太郎・札幌市小動物獣医師会会長、秋元市長の3者が「人と動物が幸せに暮らせるまち・さっぽろ」の実現に向けて語り合うパネルディスカッションのほか、「第31回児童動物画コンクール」の表彰式および入賞作品の展示、これからペットを飼う方を対象とした講演会などを行う。

問い合わせ先

保健福祉局保健所動物管理センター 黒川、高田(泰)

電話：736-6134、ファクス：736-6137